

財務省第5入札等監視委員会

平成30事務年度 第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和元年6月13日（木）東京税関 10階税関会議室	
委員	委員 村山周平 （村山周平事務所・公認会計士） 委員 中出哲 （早稲田大学教授） 委員 藤重由美子 （東京八丁堀法律事務所・弁護士）	
審議対象期間	平成31年1月1日（火）～平成31年3月31日（日）	
抽出事案	4 件	(備考)
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：平成30年度（補正予算）携帯型ラマン分光計の調達 契約相手方：ジャパンマシナリー株式会社 （法人番号8010001047222） 契約金額：213,071,040円 契約締結日：平成31年3月28日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：ガスクロマトグラフ質量分析計の点検等請負契約 契約相手方：株式会社江田商会 （法人番号2020001012577） 契約金額：2,086,905円 契約締結日：平成31年1月29日 担当部局：横浜税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：成田国際空港第3ターミナル税関入国検査場における レーザー・センサー方式による動線計測等業務委託 契約相手方：株式会社日立製作所 （法人番号7010001008844） 契約金額：8,964,000円 契約締結日：平成31年2月13日 担当部局：東京税関
4 隨意契約（物品役務等）	1件	契約件名：横浜税関P C B含有安定器搬入荷姿登録及びP C B含有機器収集・運搬等業務 契約相手方：株式会社大興 （法人番号2420001006068） 契約金額：1,944,000円 契約締結日：平成31年2月6日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：平成30年度（補正予算）携帯型ラマン分光計の調達</p> <p>契約相手方：ジャパンマシナリー株式会社 (法人番号8010001047222)</p> <p>契約金額：213,071,040円</p> <p>契約締結日：平成31年3月28日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>携帯型ラマン分光計（以下、「ラマン分光計」という。）とは、物質にレーザー光を照射し、内容物から散乱する光（ラマン散乱光）を検出し、薬物、爆発物等の規制物質の該否を特定するもので、内容物の入った状態の容器にレーザー光を直接照射して探知することが可能な機器である。</p> <p>本件は、本年9月のラグビーワールドカップや2020年のオリンピック・パラリンピックなど、テロの標的となり得る国際イベント等への取締強化策の一つとして、7大空港及び外国郵便を取り扱う官署に計20式の配備するものである。</p>
<p>1者応札の要因について説明願いたい。</p>	<p>本件の契約相手方は、当関が要求する仕様を満たす機器メーカーの日本総代理店であるため、その他の代理店が入札に参加しても契約できる見込みが無かったと思料される。</p> <p>また、入札説明書を受領し、入札に参加しなかつた複数の事業者に対し、その理由を確認したところ、当関が要求する仕様要件を満たすための開発コストを掛けてまで契約するリスクを負えないと判断したとの事であった。</p> <p>以上の理由により、仕様を満たす機器を取り扱っている日本総代理店以外の応札がなかったものと思料する。</p>
<p>高落札率の要因について説明願いたい。</p>	<p>予定価格の積算にあたっては、契約相手方を含む2者から見積りを取得し、項目毎に最も安価なものを採用し積算したものである。</p> <p>本件については、他のメーカー製での入札参加も否定できない中で、ラマン分光計は広く販売できるものとは言い難く市場が限定的であるなど、市場価格調査時に比べ価格差の少ない応札となったものであると思料する。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：ガスクロマトグラフ質量分析計の点検等請負契約</p> <p>契約相手方：株式会社江田商会 (法人番号2020001012577)</p> <p>契約金額：2,086,905円</p> <p>契約締結日：平成31年1月29日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>本契約は、麻薬類の鑑定業務や食品添加物等の分析を行うために使用している、「ガスクロマトグラフ質量分析計」を正常に作動させるため、年1回の点検及びメンテナンスを行う契約である。</p> <p>ガスクロマトグラフ質量分析計とは、「ガスクロマトグラフ」と「質量分析装置」の2つの機器で構成し、分析方法は、試料を気化させて、ヘリウムガスが充填されて一定温度に保たれた分離管に通すことによって成分を分離させ、分離した成分を電子衝撃等によってイオン化して質量電荷比を測定し、その測定した電荷比の強度から化学物質の成分と量を測定するというものである。</p>
<p>1者応札の要因について</p>	<p>点検の際には、分離管に充填したヘリウムガスを一定の圧力と流量に保つ必要がある等、本契約の履行には高い技術力・専門性が必要であるため、履行可能な3者に見積書の提出を依頼し2者から見積書の提出を受けたところ、見積書を提出した1者が履行期間内において人員確保が困難になったとの理由で応札を辞退する等、開札の結果、1者のみの応札となった。</p> <p>1者応札の要因としては、推測を含め、以下の理由により1者応札になったものと思料される。</p> <p>① 入札辞退者がいた。</p> <p>見積書の提出に至らなかった1者も履行期間内に人員確保が困難だったため見積書の提出を見送っていることからして、推測ではあるが、他の企業も同様の理由で入札に参加できなかったと思料される。</p>
<p>高落札率の要因について</p>	<p>本契約の予定価格を積算するにあたり、履行可能な2者から見積書の提出を受け、そのうち最も安価な見積り額を予定価格として採用した。</p> <p>高落札率の要因としては、当該予定価格が市場価</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：成田国際空港第3ターミナル税関入 国検査場におけるレーザー・セン 方式による動線計測等業務委託</p> <p>契約相手方：株式会社日立製作所 (法人番号7010001008844)</p> <p>契約金額：8,964,000円</p> <p>契約締結日：平成31年2月13日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	<p>格を反映したものであり値引きの余地があまりな かったことがその要因であると思料される。</p>
<p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>第3ターミナルの税関検査場において、レーザー ・センサーを用いて、入国旅客の軌跡を計測するも のである。</p>
<p>1者応札となった要因を説明願いたい。</p>	<p>当初は、株式会社日立製作所を含めた2者での応 札予定であったが、株式会社日立製作所を除く1者 より、準備に要する人員が確保出来ず辞退するとの 申し出があったことから、1者応札となった。</p>
<p>高落札率となった要因を説明願いたい。</p>	<p>株式会社日立製作所を含めた2者から見積りを取 得し、予定価格作成の参考としたが、株式会社日立 製作所の見積りにおいては、入念な現場調査を実施 し、真に必要な費用を算出した見積りであったこと から、結果として、予定価格が落札金額に近い金額 となり、高落札率となったものである。</p>
<p>株式会社日立製作所においては、自社開発のソ フトウェアを使用し、動線計測を行うことであ ったが、市場価格等調査書において、ソフトウェ アライセンス費の項目がある。自社の製品使用で もライセンス費が発生するのか。</p>	<p>市場価格等調査書を作成するにあたり、株式会社 日立製作所を含めた2者から見積りを取得したが、 各々異なる見積項目があったため、より近い項目で 積算を行った。市場価格等調査書における、ソフト ウェアライセンス費・ハードウェアレンタル費の項 目は、株式会社日立製作所の見積りではなく、「機 器使用料」を同項目とし積算を実施した。</p>
<p>本件業務は、1週間足らずの計測であるが、レー ザー・センサーを買い取る等して1年間の計測はで きないのか。</p>	<p>今回の契約者である（株）日立製作所は、機器販 売は行っていないため買取りは不可である。 また、仮に今回の計測を年間に置き換えた場合、 機器借料等が高額となり、予算の兼ね合いもあるこ とから、仕様等について再度検討する必要がある。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：横浜税関PCB含有安定器搬入荷姿登録及びPCB含有機器収集・運搬等業務</p> <p>契約相手方：株式会社大興 (法人番号2420001006068)</p> <p>契約金額：1,944,000円</p> <p>契約締結日：平成31年2月6日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>本契約は、横浜地方合同庁舎（仮称）建設事業に伴い、取壊し予定である横浜第一港湾合同庁舎及び山下分庁舎において保管していたPCB含有機器について、中間貯蔵・環境安全事業株が指定する容器への詰替え・重量測定、分解可能な安定器の分解、鶴見分庁舎への移設等を委託したものである。</p>
<p>低落札率の要因について</p>	<p>予定価格を積算するにあたり、類似の契約実績がなかったことからインターネットを利用し履行可能な業者を選定。見積書の提出依頼を行い2者から見積書の提出があり安価な見積額を予定価格として採用した。</p> <p>落札後、落札者に対し当該金額で応札した理由について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同種案件の受注実績が多数あり知識と技術がある。</li> <li>② 運搬車両を自社でまかなえる。</li> <li>③ 機材及び人件費は他社と比べ低く設定している</li> </ul> <p>旨を聴取した。</p> <p>よって、低落札率の要因としては、運搬車両を自社で用意できること、機材及び人件費を抑えているなどの企業努力によるものと思料する。</p>